

## 資料編

- ★ 防府図書館75年の歩み
- ★ 関係法令（●日本国憲法【抄】 ●図書館法 ●著作権法【抄】）
- ★ 図書館に関する宣言・綱領など（●図書館の自由に関する宣言  
●図書館の設置及び運営上の望ましい基準）
- ★ パブリックコメントのまとめ
- ★ 防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会委員名簿

## ★防府図書館75年の歩み

1941（昭和16）年4月1日、篤志家上山満之進の寄附により前身の防府市立三哲文庫が開館して以来、防府図書館は常に多くの人々の善意・厚志と支援・協力に支えられながら運営を続けてきました。こうした有志市民の支えやボランティア活動の蓄積無くして、今日の防府図書館のサービスは無かったと言っても過言ではありません。

開館65周年にあたる2006（平成18）年11月1日、防府図書館は防府駅てんじんぐち再開発ビルに全面移転しました。三哲文庫から数えて三代目の図書館です。

そして、平成28年4月1日から、防府図書館は公益財団法人防府市文化振興財団を指定管理者として、その管理運営を委ねます。

未来に向かって新たな歴史の一步を踏み出した今、防府図書館75年の歩みを、年表により振り返ってみることにします。

- |      |      |       |   |
|------|------|-------|---|
| 1935 | 昭和10 | 12-05 | 上山満之進、文庫（図書館）を新築し防府町に寄附したい旨の覚書を記し、親友兄部敏輔を介して町当局へ申し出る。 |
| 1935 | 昭和10 | 12-15 | 上山満之進、防府町立図書館建築費として金5万円の寄附を、倉橋亨防府町長あてに正式に申し込む。        |
| 1935 | 昭和10 | 12-18 | 防府町議会全員協議会、上山満之進からの図書館建築費5万円の寄附採納を決定。                 |
| 1936 | 昭和11 | 01-19 | 上山満之進、文庫（図書館）の設計を、早稲田大学教授・吉田享二（工学博士）に委嘱。              |
| 1938 | 昭和13 | 07-30 | 上山満之進、没。享年68歳。  |
| 1940 | 昭和15 | 02-08 | 上山満之進の遺志を継承した嗣子上山勝と甥の小野幸吉の手により、防府市藤本町に三哲文庫起工。         |
| 1940 | 昭和15 | 12-20 | 三哲文庫竣工。延べ床面積、本館467平方メートル、別に書庫が198平方メートル。              |

- 1941 昭和 16 03-30 防府市立三哲文庫の開館式挙行。
- 1941 昭和 16 04-01 防府市立三哲文庫開館。蔵書冊数約 3, 500。上山満之進関係の文書類・遺品等については、寄贈と寄託とに分けられた。文庫長、小野幸吉（名誉職）。
- 1941 昭和 16 06-30 防府史料第 1 輯発行。「三田尻宰判孝義録」ほか。防府郷土史料保存会刊。
- 1942 昭和 17 04-01 三哲文庫敷地内に上山満之進翁記念碑が完成し、除幕式が行われる。開館 1 周年記念式。「三哲文庫の栞」発行。蔵書冊数、約 12, 700。あわせて防府郷土史料保存会総会。
- 1944 昭和 19 03-21 三坂圭治が上山満之進から編纂を委嘱された『防府の今昔』脱稿。防府市に寄贈される。
- 1946 昭和 21 06-24 三哲文庫に保管中の市内各学校の勅語謄本を、占領軍情報部が接收。
- 1946 昭和 21 08-10 防府市立三哲文庫を防府市立防府図書館と改称。
- 1946 昭和 24 10-25 屋上に天体望遠鏡設置。
- 1951 昭和 26 03-25 『防府の今昔』（三坂圭治・著）発行。ガリ版刷り製本。防府市立防府図書館刊。
- 1952 昭和 27 05-01 「防府市立防府図書館要覧」を発行。開館時間、8 時 30 分より 17 時まで。日曜日は 8 時 30 分より 12 時まで。休館日は月曜日・祝日・年末年始。閲覧停止日は月末整理日・10 月の曝書期間 7 日。館外貸出制限、1 回 1 冊、7 日以内。
- 1953 昭和 28 01-15 『防府地形の変遷』（御園生翁甫・著）発行。防府市立防府図書館刊。
- 1959 昭和 34 07-00 華浦地区婦人会読書会発足。

- 1963 昭和 38 03-00 防府図書館のリーフレット作成。開館時間、本館は8時30分より17時まで。児童室は13時より17時まで。ただし、日曜日  
は本館・児童室ともに8時30分より12時まで。休館日は月曜日・祝日・年末年始。閲覧停止日は、月末整理日・10月の曝書  
期間7日。蔵書冊数は、32,678冊（昭和38年1月31日  
現在）。館外貸出制限、1回1冊、1週間以内。
- 1966 昭和 41 03-01 防府史料第9輯発行。「右田毛利家十二冊記録」「木村豊平拾遺和  
歌集」。この輯より防府市教育委員会（防府図書館）刊となる。
- 1967 昭和 42 01-00 富海むつみ会（読書会）発足。
- 1967 昭和 42 12-15 『防府の今昔』市制施行三十周年記念事業、明治百年記念特集と  
して再刊。
- 1968 昭和 43 01-23 防府史談会発足。
- 1968 昭和 43 05-00 市内各地区市役所出張所内に分館（現地域文庫）設置。
- 1968 昭和 43 11-28 日本図書館協会主催「公共図書館振興プロジェクト」共同協議に  
参加。（応募した全国の図書館の中から、一定水準以上の条件を  
満たした5館【『上田市立』『七尾市立』『日野市立』『平塚市立』  
「防府市立』が選ばれ、上田市で開催された。11月30日まで。
- 1968 昭和 43 11-30 牟礼読書会さといもグループ発足。
- 1971 昭和 46 04-01 防府市読書グループ連絡協議会発足。
- 1971 昭和 46 09-10 第1回「本を読む市民のつどい」開催。防府市読書グループ連絡  
協議会主催。テキスト「阿部一族」「雁」「舞姫」（森鷗外）。
- 1971 昭和 46 11-10 第1回「文学史跡散歩」。防府市読書グループ連絡協議会主催。  
「津和野路」。
- 1971 昭和 46 11-30 防府史談会の年刊機関誌『佐波の里』創刊。

- 1973 昭和 48 09-06 防府市読書グループ連絡協議会の年刊機関紙『くすの実』創刊。
- 1973 昭和 48 10-26 第 1 回「文化講演会」『中国見たまま思うままー太田静一』。防府市読書グループ連絡協議会主催。
- 1978 昭和 53 05-00 防府市母親クラブ連絡協議会、防府市読書グループ連絡協議会に加入し、読書推進活動を開始。
- 1981 昭和 56 05-06 「文学セミナー」開講。防府市読書グループ連絡協議会主催。
- 1981 昭和 56 05-20 桑山二丁目 1 番 1 号に新図書館が竣工。旧図書館の老朽化に伴う新築移転。延べ床面積、約 2, 992 平方メートル。
- 1981 昭和 56 07-30 機能を全面移転し、新図書館が開館。開館記念式典挙行。開館時間、9 時より 17 時まで。ただし、日曜日と第 3 日曜日の前日の土曜日は 9 時より 12 時 45 分まで。休館日は月曜・第 3 日曜日（翌日月曜日は開館）・祝日・年末年始。閲覧停止日、月末整理日・10 月の曝書期間 7 日以内。蔵書冊数、97, 773 冊（昭和 56 年 3 月 31 日現在）。館外貸出制限、1 人 2 冊まで、2 週間以内。
- 1982 昭和 57 03-30 『佐波の里』第 10 号において「上山満之進特集」が組まれる。
- 1982 昭和 57 04-00 卯の花読書会発足。
- 1982 昭和 57 04-01 重度身体障害者に対する図書郵送貸出サービス開始。
- 1982 昭和 57 07-14 主催講座「読書会」開講（毎月 1 回）。
- 1982 昭和 57 07-30 主催講座「古典を味わう会」開講（毎月 1 回）。初年度は「方丈記」。
- 1983 昭和 58 04-00 古文書を読む会発足（毎月 1 回）。
- 1984 昭和 59 05-12 図書館主催「かみしばい」開始（毎月 1 回）。後の「えほんのじかん」

- 1984 昭和 59 12-01 第 1 回「万葉の旅」。防府市読書グループ連絡協議会主催。「明日香・山の辺の道」
- 1986 昭和 61 03-13 第 1 回「児童文学講演会」『子どもと読書―矢崎節夫』。防府市読書グループ連絡協議会主催。
- 1986 昭和 61 04-00 おはなしグループ森のくまさん、おはなしボランティア活動開始（当初は「おはなし会」を毎月 1 回）。
- 1987 昭和 62 04-01 「防府図書館講座だより」ほか防府図書館の広報記事を月刊タウン紙『ふれあい防府』（防府商工会議所発行）に連載開始。1988 年 5 月終刊。
- 1987 昭和 62 04-00 かすが文庫発足。
- 1987 昭和 62 05-01 月例資料展示開始。第 1 回は「和漢三才図会展」。
- 1987 昭和 62 10-01 『としょかんこどもしんぶん』創刊（当初は隔月刊）。
- 1987 昭和 62 11-05 特別展示「上山満之進翁五十回忌展」開催。学習室。12 日まで。
- 1987 昭和 62 11-20 第 1 回「講座研修旅行」。徳山市～鹿野町。
- 1988 昭和 63 08-22 夏休み図書館主催行事「手作り絵本講習会」開始。
- 1988 昭和 63 09-01 『ほうふ図書館だより』創刊（月刊）。
- 1988 昭和 63 09-01 1 階展示ロビーにおいて、第 1 回作品展覧会「水墨画展」開催。
- 1988 昭和 63 10-07 主催講座「俳句入門」開講（初年度は毎月 2 回。翌年度から毎月 1 回）。
- 1988 昭和 63 11-05 おはなしグループ森のくまさん、「昔話を楽しむ会（ストーリーテリング）」を始める。図書館での定例お話ボランティア活動が

毎月2回になる。

- 1988 昭和 63 11-10 主催講座「文章入門」開講（毎月2回）。
- 1989 平成 01 02-10 主催講演会「山根基世の放送うらばなし」開催。山根氏初の故郷防府での講演会。
- 1989 平成 01 04-08 防府市に寄託されていた光田健輔の遺品類が、正式に寄贈される。市長室から図書館へ移管。
- 1989 平成 01 04-14 「万葉集講座」開講。防府市読書グループ連絡協議会主催（毎月2回）。
- 1989 平成 01 05-01 『ほうふ図書館だより』に「防府方言あれこれ」連載開始。以後毎号、防府方言に関する記事を掲載（2006年4月号まで）。
- 1989 平成 01 05-20 第1回「春風亭正朝落語会」開催（防府図書館主催）。
- 1989 平成 01 08-02 夏休み図書館主催行事「子ども一日図書館員」開始。
- 1990 平成 02 01-19 梁川福心氏より寄附されたCDとカセットテープのソフト・館内試聴設備・CD架等からなるAVコーナーを設置。CD・カセットテープの館外貸出と館内試聴サービス（6ブース）を開始。
- 1990 平成 02 03-22 「文章入門講座」の文集『和』第1号発行。
- 1990 平成 02 06-07 防府ライオンズクラブより図書配付車の寄附を受ける。図書館駐車場にて受納式挙行。
- 1990 平成 02 07-13 防府ライオンズクラブ寄贈の図書配付車に「ぶんちゃん」の愛称。公募選考の結果決定。尾中美鈴氏・作。車体横の「ぶんちゃん」のデザインは、画家・下尾周男氏が寄贈。
- 1990 平成 02 08-29 夏休み図書館主催行事「動植物名まえ調べ」開始。当初は、防府市理科教育研究会と共催。

- 1990 平成 02 10-17 防府市読書グループ連絡協議会 20 周年記念展開催。1 階展示ロビー。30 日まで。
- 1991 平成 03 03-16 防府郷土研究グループ連絡会発足。
- 1991 平成 03 03-31 「俳句入門講座」の文集『希』第 1 号発行。
- 1991 平成 03 04-27 防府歴史と考古学の会、防府図書館での学習活動を開始。
- 1991 平成 03 05-17 図書館句会(なごみ句会)発足。
- 1991 平成 03 06-07 防府図書館開館 50 周年を記念して、キャッチフレーズを「であいの広場ほうふ図書館」とすることに決定。公募選考の結果。山本むつ子氏・作。
- 1991 平成 03 09-21 NHK 山根基世アナウンサーから寄附されたレーザーディスクソフト及びテレビ設備による、レーザーディスクの館内視聴サービスを開始。
- 1991 平成 03 10-27 防府図書館開館 50 周年を記念して、第 1 回「図書館まつり」を開催。
- 1991 平成 03 12-01 コンピュータシステム起動。館外貸出制限を、図書 5 冊まで、視聴覚資料 2 点までに緩和。蔵書冊数、163,849 冊(平成 4 年 3 月 31 日現在)。
- 1992 平成 04 02-08 第 1 回「大人のためのおはなし会(ストーリーテリング発表会)」陽だまりの会主催。
- 1992 平成 04 08-06 山口歴史研究会発足。
- 1992 平成 04 12-00 太海商事より寄附された液晶ビジョン設備による「少年少女映画鑑賞会」「名画鑑賞会」をそれぞれ月例で開始。
- 1993 平成 05 02-01 防府図書館イメージソング詞発表。「図書館通り」「いつでも・ど

こでも」「ぶんちゃんは走る」。横田淳子氏・作。

- 1993 平成 05 03-05 「大村能章遺品展」開催。2階展示コーナー。30日まで。
- 1993 平成 05 04-10 図書館短歌会発足。
- 1993 平成 05 05-01 休館日を、原則として月曜・祝日・月末にする。それまでの日曜午後休館、第3日曜休館を廃して、開館時間を拡大・統一。
- 1994 平成 06 02-01 「羽仁吉一展」開催。2階展示コーナー。26日まで。羽仁吉一は、防府出身の出版人・ジャーナリスト・教育者。婦人之友社・自由学園などを、妻もと子とともに創立。
- 1994 平成 06 03-18 防府友の会・婦人之友社からの寄附により、郷土コーナーに「羽仁吉一・もと子コーナー」を設置。
- 1994 平成 06 11-15 防府友の会、防府図書館での家事家計講習会（年1回）を開始。
- 1995 平成 07 02-12 写団フォト・カプセル、防府図書館での月例会を開始。
- 1995 平成 07 04-00 短歌入門講座発足。
- 1995 平成 07 07-15 防府史談会、シンポジウム「歴史博物館に何を期待するか」を開催。
- 1996 平成 08 04-04 音声訳入門講座発足。
- 1996 平成 08 05-25 子どもの本を読む会発足。
- 1996 平成 08 07-00 7月・8月の2ヶ月間、火曜日～金曜日の開館時間を1時間延長し18時閉館とする（試行）。
- 1997 平成 09 04-04 音訳ボランティアグループ、あいの会発足。対面朗読サービス開始。
- 1997 平成 09 07-00 7月・8月の2ヶ月間、火曜日～金曜日の開館時間を1時間延長

し 18 時閉館とする（試行）。

- 1997 平成 09 08-03 わくわく科学教室（年 2 回）を開始。防府科学を楽しむ会主催。
- 1997 平成 09 09-06 図書館フレンズの会発足。図書館ボランティア。
- 1998 平成 10 03-01 「上山満之進関係資料展」開催。2 階展示コーナー。29 日まで。
- 1998 平成 10 04-00 音訳ボランティアグループ、あいの会、録音図書製作を開始。
- 1998 平成 10 06-04 エッセイや日記を楽しむ会（「つれづれの会」）発足。
- 1998 平成 10 07-00 7 月・8 月の 2 ヶ月間、火曜日～金曜日の開館時間を 1 時間延長し 18 時閉館とする（試行）。
- 1998 平成 10 07-30 夏休み図書館主催行事「ステンシル教室」開始。指導は防府友の会。
- 1998 平成 10 08-00 エッセイや日記を楽しむ会（「つれづれの会」）、会員のエッセイ作品集第 1 号を発行（月刊）。
- 1998 平成 10 08-20 防府歴史と考古学の会、年刊機関誌『歴考』創刊。
- 1998 平成 10 08-22 夏休み行事「親子歴史教室」開始。防府史談会主催。
- 1999 平成 11 07-01 火曜日～金曜日の開館時間を 1 時間延長し 18 時閉館とする。月末整理日を月例整理日（毎月第 1 木曜日）に変更（試行）。
- 2000 平成 12 01-10 朗読劇ボランティアグループ、さざなみ 21 発足。
- 2001 平成 13 03-20 開館以来、防府図書館に上山家より特別寄託されていた「上山満之進遺品遺稿」が正式に防府市に寄贈される。
- 2001 平成 13 04-01 おはなしボランティアグループ、おとぎの泉、防府図書館での月例活動を開始。

- 2001 平成 13 05-23 防府友の会より資料展示ケース 2 台の寄附を受け、防府出身羽仁吉一関連写真等の常設展示を開始。
- 2001 平成 13 07-31 視覚障害者室内に防音録音用ブース設備一式設置。音訳ボランティアグループが録音図書製作用として使用開始。
- 2001 平成 13 12-05 図書館コンピュータシステム更新。利用者開放インターネットサービス開始。専用パソコン 2 台設置。インターネットホームページ開設。館外貸出制限を、図書 10 冊まで、AV 2 点までに緩和。
- 2002 平成 14 04-01 「防府市立防府図書館の組織等に関する規則」の一部（館の分掌事務）について、図書館業務の現状に鑑み、実情に即した規定とするため規則を改正。
- 2002 平成 14 07-10 音訳ボランティアグループあいの会、製作録音図書の防府図書館への寄贈を開始。第 1 作は『種田山頭火の妻「咲野」』。
- 2002 平成 14 10-22 図書館長補佐を団長とする防府市青年交流団が春川市立図書館を訪問。前日の市長表敬訪問の際正式に提案した図書館資料の交換について、具体的に協議。資料交換協定締結に向けての両図書館交流開始を決定。
- 2003 平成 15 02-22 おはなしボランティア養成講座開設（4 回シリーズ）。
- 2003 平成 15 04-01 火曜日～金曜日の開館時間を 18 時までとし、月例整理日を毎月第 1 木曜日とすることについて、試行を止め、正式に規則を改正。
- 2003 平成 15 04-22 大韓民国江原道春川市立図書館と資料交換協定締結（防府図書館において）。
- 2003 平成 15 07-29 第 1 回「あつまれげんキッズ」防府市読書グループ連絡協議会主催。
- 2003 平成 15 10-12 防府図書館の新イメージソング「ことばの森」、第 13 回「図書館まつり」開会式で発表。作詞・作曲は大井しげる氏。

- 2004 平成 16 01-00 防府史談会、会員共同研究の成果として『防府市内の狛犬』を編集発行。
- 2004 平成 16 02-04 駅北再開発ビル3階に全館移転することが、正式に決定。防府駅てんじんぐち市街地再開発組合設立認可書伝達。
- 2004 平成 16 03-00 和楽奏人和夢発足。和楽器演奏とお話の会。図書館のほか、学校・幼稚園・公民館・その他諸々の施設で「音楽と語りのコンサート」を開催。
- 2004 平成 16 09-15 防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会(愛称・サークレン)発足。
- 2004 平成 16 12-19 旧三哲文庫・旧華南図書館相伝資料等、防府図書館旧蔵未整理資料のデータ作成・マーク化完了。上山満之進関係の資料は、上山文庫として登録。
- 2005 平成 17 02-22 防府中央ライオンズクラブより図書配付車の寄附を受ける。市役所玄関前で受納式挙行。
- 2005 平成 17 04-17 防府図書館64年の歩みについての講演会開催。防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会と防府史談会の共催。
- 2005 平成 17 05-00 自由律俳句講座、こども自由律俳句講座発足。
- 2005 平成 17 07-27 おはなしボランティア養成講座修了生による、幼児対象のおはなしの会「おはなしでんしゃ」発足(毎月2回)。
- 2005 平成 17 09-30 防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会、『図書館セミナー講演録収載集』を発行。
- 2005 平成 17 10-01 学校図書館を考える会・防府発足。
- 2006 平成 18 02-14 カネボウ株式会社より、同社防府工場旧蔵・小山敬三画伯作「鐘紡防府工場遠景」の寄贈を受ける。市長室で受納式挙行。カネボウの防府市からの撤退にあたり、市が同社へ寄贈を申し入れた。

11月1日開館の新図書館に展示することが決定。小山敬三画伯は文化勲章受章者。

- 2006 平成 18 04-00 色いろおはなし工房発足。パネルシアター、ペープサート作品作りの会。
- 2006 平成 18 06-30 新館への移転準備作業に入るため、桑山二丁目の図書館を閉館。25年の歴史に幕を閉じる。
- 2006 平成 18 09-12 新築成ったルルサス防府(栄町一丁目5-1)に開館準備中の新図書館1階図書返却ボックス内に、「市井の一市民」を名乗る匿名の寄附金200万円が投げ込まれる。帯の付いた200万円は、防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会が前年9月に発行した『図書館セミナー講演録収載集』専用の封筒に、寄附の趣旨を書いた手紙と一緒に同封してあった。児童図書の購入に充てることを決定。
- 2006 平成 18 09-00 「私たちの目指す図書館像 ―防府図書館の任務と目標―」を制定。
- 2006 平成 18 11-01 機能を全面移転し、栄町一丁目5-1 ルルサス防府3階に新図書館開館。延べ床面積、約3,527平方メートル。  
開館記念式典挙行。上山満之進翁胸像除幕式(防府ゴールデンライオンズクラブより寄贈)。  
祝日開館実施。開館時間、9時30分より19時まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日は9時30分より17時30分まで。休館日は火曜日・年末年始。閲覧停止日、月例整理日(毎月第1木曜日)・10月と3月の蔵書点検期間各2日以内。  
蔵書冊数、約320,000冊。館外貸出制限、1人10冊・視聴覚資料2点まで、2週間以内。
- 2006 平成 18 11-02 新図書館開館を記念し、市内の篤志家より、図書購入費として金5,000万円の寄附を受ける。
- 2007 平成 19 02-24 防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会より、「ズッコケ三人組」パネルが寄贈される。エントランスホールに設置。

- 2007 平成 19 03-02 市内の篤志家より図書購入費として受けた寄附金 5, 000 万円をもとに、防府市図書館振興基金を設立。
- 2007 平成 19 03-00 防府史談会、会員共同研究の成果として『防府の鳥居』を編集発行。
- 2007 平成 19 05-28 防府図書館を応援する市民有志の会より、募金活動で集められた金 100 万円の寄附を受ける。図書購入費として寄附採納。
- 2007 平成 19 10-13 防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会、「愛情防府フリーマーケット」に初めて参加。古本リサイクル市を開催。
- 2007 平成 19 11-01 防府市立防府図書館利用者・サークル連絡会、『防府図書館とともに歩むサークル活動記録集』を発行。
- 2008 平成 20 07-01 窓口業務を(株)図書館流通センターに業務委託。(平成 23 年 6 月 30 日まで)。将来の指定管理者制度導入も視野に入れての業務委託開始。
- 2009 平成 21 05-11 将来の市立図書館と学校図書館のオンライン・ネットワーク・システム構築を目指し、市内学校図書館の蔵書データ入力作業に着手。
- 2010 平成 22 03-31 防府市子ども読書活動推進計画策定。
- 2011 平成 23 02-00 学校図書ボランティアネット・防府発足。学校図書ボランティアの研修会や情報交換会を定期的に行う。
- 2011 平成 23 06-11 第 1 回「子ども読書フェスティバル」開催。
- 2011 平成 23 07-01 窓口業務等及び移動図書館車運行業務を(株)図書館流通センターに業務委託。(平成 27 年 3 月 31 日まで)。将来の指定管理者制度導入も視野に入れての業務委託継続。
- 2011 平成 23 07-01 こども図書コーナーに児童サービス専用カウンターを設置。

- 2011 平成 23 09-01 防府史談会、会員共同研究の成果として『防府霊場八十八カ所めぐり』を編集発行。
- 2011 平成 23 11-02 移動図書館車「わっしょい文庫」運行開始。3, 500冊積載。6コース29ステーションでスタート。車両は防府信用金庫より寄贈を受ける。本館・移動図書館同時交信システムを導入。
- 2012 平成 24 11-01 将来の市立図書館と学校図書館のオンライン・ネットワーク・システム構築を目指し、大道小学校・牟礼小学校をモデル校として、学校図書館管理システム「探調 TOOL」導入。
- 2012 平成 24 11-15 上山満之進翁を顕彰し三哲文庫の事績を後世に継承するための費用として、市内の篤志家より金1,000万円の寄附を受ける。
- 2013 平成 25 04-23 防府図書館が子どもの読書活動の実践において優れた効果をあげたことにより、文部科学大臣表彰を受ける。
- 2013 平成 25 07-00 第1回「防府市図書館を使った調べる学習コンクール」作品募集開始。
- 2013 平成 25 09-01 残りの小学校15校に、学校図書館管理システム「探調 TOOL」導入。
- 2013 平成 25 10-00 指定管理者制度導入・業務委託継続・完全直営のそれぞれを視野に入れた、具体的な調査・研究・検討に着手。
- 2013 平成 25 10-19 上山満之進翁展示コーナーをエントランスホールと展示室内に設置。市内の篤志家からの寄附金の一部を充てて整備。
- 2014 平成 26 03-13 上山満之進翁関係資料及び防府史料を、デジタルブックとしてホームページ上に公開。市内の篤志家からの寄附金の一部を充てる。
- 2014 平成 26 08-08 平成28年度からの指定管理者制度導入に向けての方針を決定。

- 2014 平成 26 09-01 市内全中学校 10 校に、学校図書館管理システム「探調 TOOL」導入。
- 2014 平成 26 12-08 防府市立防府図書館指定候補者選定委員会設置。
- 2015 平成 27 03-25 防府市議会本会議において、防府市図書館設置条例の全部改正（防府市図書館設置及び管理条例の制定）、防府市立防府図書館指定管理経費が可決。
- 2015 平成 27 03-31 防府市図書館規則を全部改正し、防府市図書館設置及び管理条例施行規則を制定。
- 2015 平成 27 03-31 第 2 次防府市子ども読書活動推進計画策定。
- 2015 平成 27 03-31 『防府図書館の前身「三哲文庫」創設者 上山満之進略伝』（パンフレット）発行。市内の篤志家からの寄附金の一部を充てる。
- 2015 平成 27 08-06 第 3 回防府市立防府図書館指定候補者選定委員会において、公益財団法人防府市文化振興財団が指定候補者に選定される。
- 2015 平成 27 09-03 防府市議会本会議において、防府市立防府図書館の指定管理者の指定についての議案が可決。公益財団法人防府市文化振興財団を指定管理者に指定。
- 2015 平成 27 12-17 防府市と公益財団法人防府市文化振興財団とが、防府市立防府図書館の管理に関する基本協定書を締結。
- 2016 平成 28 01-31 蔵書冊数、約 4 4 2, 0 0 0 冊。
- 2016 平成 28 03-31 『上山満之進の思想と行動』発行。市内の篤志家からの寄附金の一部を充てて発行。
- 2016 平成 28 03-31 防府市図書館サービス振興基本計画策定。

## ★関係法令

### ●日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

#### 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## ●図書館法

昭和25年4月30日法律第118号

改正:平成23年12月14日法律第122号

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 公立図書館(第十条—第二十三条)

第三章 私立図書館(第二十四条—第二十九条)

附則

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

② 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- ② 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- ③ 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの
- 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
- 三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

② 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

② 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

第七条 削除

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対するこう報の用に供せられる印刷局発行の刊行物を二部提供するものとする。

② 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定

めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

② 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

② 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第十八条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

② 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

### 第三章 私立図書館

#### 第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

② 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

② 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

●著作権法(抄) 第31条 (図書館等における複製)

昭和45年5月6日法律第48号

改正:平成26年6月13日法律第69号

(図書館等における複製)

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

## ★図書館に関する宣言・綱領など

### ●図書館の自由に関する宣言

1954年 全国図書館大会採択

1979年 日本図書館協会総会改訂

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

1. 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である  
知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。  
知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。
2. すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
3. 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
4. わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
5. すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。  
外国人も、その権利は保障される。
6. ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

## 第1 図書館は資料収集の自由を有する

1. 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
2. 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、
  - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
  - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
  - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
3. 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

## 第2 図書館は資料提供の自由を有する

1. 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

  - (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの
  - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの

- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
2. 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
3. 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。  
図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。
4. 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

### 第3 図書館は利用者の秘密を守る

1. 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
2. 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
3. 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

### 第4 図書館はすべての検閲に反対する

1. 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。  
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。  
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
2. 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
3. それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

1. 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
2. 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
3. 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
4. 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

(1979. 5. 30 総会決議)

## ●図書館の設置及び運営上の望ましい基準

平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号

### 第一 総則

#### 一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

#### 二 設置の基本

- 1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

#### 三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館(法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。)は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

#### 四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

#### 五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

#### 六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

## 第二 公立図書館

### 一 市町村立図書館

#### 1 管理運営

##### (一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

##### (二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

### (三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

### (四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

### (五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

#### (六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

### 2 図書館資料

#### (一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

#### (二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

### 3 図書館サービス

#### (一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

#### (二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

#### (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

#### (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

#### (五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

#### (六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

### 4 職員

#### (一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

## (二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

## 二 都道府県立図書館

### 1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
  - ア 資料の紹介、提供に関すること
  - イ 情報サービスに関すること
  - ウ 図書館資料の保存に関すること
  - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
  - オ 図書館の職員の研修に関すること
  - カ その他図書館運営に関すること

- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

## 2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

## 3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

## 4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

## 5 職員

- 1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

## 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

## 第三 私立図書館

### 一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等
  - 1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
  - 2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
  - 3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

## 2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

## 3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

## 4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

## 二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

## 三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

## 四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

## ★パブリックコメントのまとめ

平成 28 年 1 月 5 日から 2 月 5 日の間、市民の皆様からパブリックコメントを募集した結果、1 名の方から 3 件の御意見が寄せられました。その概要は下記のとおりです。

### <意見への対応区分>

A:意見を受けて加筆・修正をした。 B:事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とする。  
C:既に記載済みまたは対応済み D:意見を反映することが困難 E:その他

項目：第 2 章 施策の方向と具体的な取組

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方	対応区分
1	学校図書館をはじめとして「子ども読書活動」の推進に、実績ある職員の配置をお願いしたい。	27・29～31 ページに記載しておりますように、子どもの読書活動を推進するために、配置職員の研修強化に取り組めます。	C
2	防府図書館は、上山満之進の寄附により開館した歴史を持ち、貴重な資料も所蔵されていると聞く。そのような、地域資料を収集・保存する体制を継承しなければならない。また、資料に精通した職員の育成も急務だと思う。	14・15・24・25 ページに記載しておりますように、地域（郷土）資料を、積極的に収集・整理・保存・提供し、レファレンス・サービス充実のための職員研修の強化に努めます。	C

項目：第 3 章 計画の推進体制

3	図書館協議会の委員には、ある程度図書館に関する知識があり、図書館についてしっかり学習し、議論できる人を選んでほしい。	図書館協議会の委員については、図書館法第 14 条～16 条、及び図書館法施行規則第 12 条に基づき任命しますが、36 ページに記載している事柄が円滑に推進できるよう、御意見を参考にします。	C
---	--	--	---

## ★防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会委員名簿

(平成27年度)

	所 属	氏 名
学校教育関係者	防府市中学校長会・小学校長会	内田 陽三 (牟礼中学校)
	防府市学校司書	田中 美穂子
社会教育関係者	防府市青少年育成市民会議	河村 龍彦
	学校図書ボランティアネット・防府	新田 康子
家庭教育関係者	防府市PTA連合会 (中学校)	堀越 政美
	防府市PTA連合会 (小学校)	中村 顕
学識経験者	山口県立大学教授	安光 裕子【副会長】
	元山口県図書館協会会長	藤村 聰【会長】
行政関係者	教育委員会教育部教育総務課長	山内 博則
	教育委員会教育部学校教育課長	時乗 順一郎
	教育委員会教育部生涯学習課長	福江 博文
公募	公募委員	土井 としみ
	公募委員	安田 榮子
事務局	教育委員会教育部次長	赤松 英明
	教育委員会教育部次長兼図書館長	森川 信夫

## 防府市図書館サービス振興基本計画

平成28年（2016年）3月31日発行

編集者 防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会事務局  
〒747-0035  
山口県防府市栄町一丁目5番1号 ルルサス防府3階  
防府市立防府図書館内  
TEL(0835)-22-0780 FAX(0835)-22-9916  
Email [info@library.hofu.yamaguchi.jp](mailto:info@library.hofu.yamaguchi.jp)

発行者 防府市教育委員会